第11講　原始・古代（大和時代まで）

Step　1

1　次の問いに答えなさい。

(1)　象形文字・太陽暦などの使用開始で有名な，アフリカ大陸の古代文明とは何か。

(2)　イスラーム〔イスラーム教〕の創始者で，最大・最後の預言者とされる人物は誰か。

(3)　紀元前 221 年，春秋・戦国時代を終わらせた秦の皇帝は何とよばれるか。

(4)　戦後，相沢忠洋により初めて発見された旧石器時代遺跡の岩宿遺跡は，何県にある遺跡か。

(5)　青森県で発見された，縄文時代の巨大集落（500 人規模）の遺跡を何というか。

(6)　次の文章の正誤を判断し，○×で答えよ。

「青銅器・鉄器が同時に伝来し，打製石器や磨製石器と併用されたので，弥生時代は鉄器時代もしくは金石併用時代であるといえる。」

(7)　4 世紀末以降，日本と交戦し勝利したとされる朝鮮半島北部の国家を何というか。

(8)　645 年，中大兄皇子や中臣鎌足に滅ぼされた有力豪族とは何氏か。

(9)　弥生土器を引き継いだ土師器に対し，新たに朝鮮半島から伝わった，のぼり窯で焼く灰色の硬い土器を何というか。

(10)　次の文章中の空所を埋めよ。

「一に曰く，（　　　）をもって貴しとなし，さからうことなきを宗とせよ。」

(11)　663 年，日本・旧百済連合軍が唐・新羅連合軍に敗れた戦いを何というか。

(12)　壬申の乱（672 年）で甥の大友皇子を破り，即位した人物とは誰か。また，即位後の天皇名を答えよ。

Step 2

2 次の各問いに答えよ。

① 縄文時代の末ごろ，わが国に稲作が伝えられたとされる地域はどこか。略地図中の●で示したア～エの地域から１つ選び，その記号を書け。

［略地図］

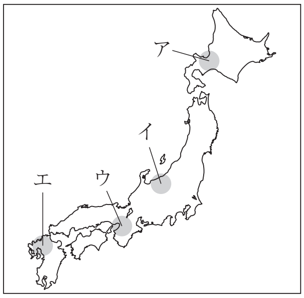

② 資料は，弥生時代を中心として使われた石包丁である。これは，稲作におけるどのような作業で使われたと考えられているか。簡潔に書け。

［資料］

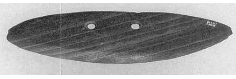

③ 弥生時代の人々の生活について述べた文として適切でないものを，次のア～エから１つ選び，その記号を書け。

ア　青銅器を，豊作を祈る祭りの道具などとして用いた。

イ　かざりの少ない土器を，米の保存や煮炊きなどに用いた。

ウ　律令に基づき，稲の収穫量の約３％を税として国に納めた。

エ　たて穴住居に住み，その近くに高床倉庫を設けて稲を保管した。

【奈良県】

3 るみさんは，時代区分ごとに興味をもった建築物を取り上げ，社会や文化の移り変わりについてまとめを書いた。1・2の問いに答えなさい。

［るみさんのまとめ］

原始・古代　弥生時代の物見やぐら（復元）

佐賀県の［　　　］からは，弥生時代のむらの遺跡が発掘された。写真の物見やぐらは，銅鐸などにえがかれた建物などを参考に復元された。

稲作がさかんになると，社会のしくみは急速に変わり，小さな国々ができた。倭（日本）における，小国の成立や大和政権の支配の広がりは，中国の歴史書に記されている。

1 ［　　　］にあてはまることばを，ア～エから一つ選び，符号で書きなさい。

ア　三内丸山遺跡　　イ　石見銀山遺跡

ウ　岩宿遺跡　　エ　吉野ヶ里遺跡

2 下線について，次のア～ウのことがらを，年代の古い順に並べ，符号で書きなさい。

ア　倭王武は，南朝の宋の皇帝に使いを送り，朝鮮半島南部の軍事的指揮権を求めた。

イ　倭には100余りの国があり，なかには楽浪郡を通じて漢に使いを送る国もあった。

ウ　邪馬台国の卑弥呼は，魏の皇帝から「親魏倭王」の称号と金印を授けられた。

【岐阜県】

Step　3

4　縄文時代の社会について述べた文として最も適当なものを，次のⅰ群(ア)～(エ)から１つ選べ。また，縄文時代に日本で用いられていたものを，後のⅱ群(カ)～(ケ)から１つ選べ。

ⅰ群　(ア)　王や豪族を葬(ほうむ)るために，大きな前方後円墳がつくられた。
　　　(イ)　稲作が東日本まで広まり，収穫した米は高床倉庫にたくわえられた。
　　　(ウ)　洞くつや岩かげに住みながら，獲物を求めて移動をくり返す生活をしていた。
　　　(エ)　おもに木の実などの採集や狩りによって食料を確保し，たて穴住居での生活を始めた。

ⅱ群　(カ)　木簡　　(キ)　銅鏡　　(ク)　土偶　　(ケ)　はにわ

【京都府】

5　資料は，聖徳太子によって定められた法の一部である。この法は何とよばれるか。その名称を書きなさい。また，この法によって示されたこととして適切でないものを，次のア～エの中から１つ選び，記号で答えなさい。

ア　役人としての心構え
イ　学問と武道に励むこと
ウ　仏教をうやまうこと
エ　天皇の命令に従うこと

資料

一に曰(いわ)く，和をもって貴しとなし，さからう（争う）ことなきを宗(むね)と（第一に）せよ。
二に曰く，あつく三宝を敬え。三宝とは仏・法（仏教の教え）・僧なり。
三に曰く，詔(みことのり)（天皇の命令）をうけたまわりては必ずつつしめ。

【静岡県】

〈 ***Note*** 〉

第11講　原始・古代（大和時代まで）

Step 1

1 ⑴ エジプト文明　⑵ ムハンマド〔マホメット〕　⑶ 始皇帝　⑷ 群馬県　⑸ 三内丸山遺跡
⑹ ○　⑺ 高句麗　⑻ 蘇我氏　⑼ 須恵器　⑽ 和　⑾ 白村江の戦い
⑿ 大海人皇子，天武天皇

Step 2

2 ① エ　② 稲の穂先をつみ取る作業。（同意可）　③ ウ

3 1．エ　2．イ→ウ→ア

Step 3

4 （ⅰ群）㈡　（ⅱ群）㈷

5 （名称）十七条の憲法（または，憲法十七条）（記号）イ